

^エ ^ス ^コ
E S C O事業並びに省エネルギー事業の
推進に向けて

2026 年 7 月

一般社団法人^エ ^ス ^コESCO・^ゼ ^ブZEB推進協会

環境大臣 石原宏高 様

平素より、一般社団法人E S C O・Z E B推進協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地球温暖化対策計画で定められた2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、各方面で脱炭素の取り組みが本格化しております。2023年2月にはGX基本方針が閣議決定され、同年5月にGX推進法が成立、同年7月にGX推進戦略が閣議決定されました。GXに向けた脱炭素の取組においては「徹底した省エネルギーの推進」が明記されており、自治体の事務事業における脱炭素化の取組みも率先垂範で実施していくことが求められるところです。

また、国が定める地域脱炭素ロードマップにおいては「公共施設など業務ビル等における徹底した省エネ」に向けた対策例として『E S C Oの活用』が明記されており、省エネ・省CO₂の取組みとして改めてE S C O事業に関心が高まっております。

当協会は、大阪・関西におけるE S C O事業の推進を図るために、2004年8月に大阪E S C O協会を発足し、2013年には一般社団法人化し、2026年に、名称をE S C O・Z E B推進協会へと改め、E S C O事業を始めとした省エネルギー事業やZ E Bの普及拡大を目指して取り組んでいるところです。

今後、脱炭素に向けた取り組みを着実に進めていくためにはE S C O事業やZ E Bは有効な手法の一つであり、さらなる推進が不可欠であると考えます。

つきましては、E S C O事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、2027年度政府予算編成、補助金事業運用に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

2026年7月

一般社団法人E S C O・Z E B推進協会

会長 相良和伸（大阪大学名誉教授）

1. 国、独立行政法人等におけるESCO事業について

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向け、効率的な省エネ、脱炭素施策であるESCO事業を、国や独立行政法人等の施設に積極的に導入、実施していただくようお願いしたい。
- ・環境配慮契約法の基本方針でも省エネルギー改修事業においてはESCO事業を率先して推進することが求められている。

2. 2027年度補助金、税制等の要望について

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(脱炭素ビルリノベ事業)

- ・「改修後の外皮性能 BPI が 1.0 以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて 30% 又は 40% 程度以上削減されること」が要件とされ、ZEB Oriented の水準を求められているため申請のハードルが相応に高く、活用が難しい。一方で、ZEB 水準には至らないものの、改修前の建物性能と比較して大幅な省エネルギー化・CO₂削減効果を実現する改修も、脱炭素化の推進という観点からは十分に意義があると考えられるため、例えば改修前の既存 BEI からの削減率が大きい改修についても評価・支援の対象とするなど、要件の一部緩和や評価軸の追加を検討頂きたい。

○補助対象について

- ・本制度を活用した脱炭素改修を進めるため、換気設備(例:DC ブラシレスモーターやインバーター制御)、太陽光発電システムについても補助対象にして頂きたい。

○申請について

- ・執行団体からの指示対応や折衝状況が、WEB ポータル上でのやり取りのため必ずしも履歴が残らない状態であり、今後の改善・効率化に繋げるべく履歴が残るよう工夫頂きたい。
- ・空調改修工事は、受変電設備の調達難や工事期間の長期化傾向により年度内の完了が難しくなりつつあるため、単年度事業の場合、工事期間に余裕を持たせるべく審査期間を短縮化頂きたい。また、調達に時間がかかる資材・製品については採択通知受領と前後することも認めて頂きたい。

- ・申請書類の提出方法について、電子媒体(CD-R または DVD-R 等)での提出を求められているが、昨今の情報セキュリティ強化の中で、外部記録媒体へのデータ書き込み制限を行っているケースが増えているため、提出方法を見直し頂きたい。

(2)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(新築建築物の ZEB 普及促進支援事業、既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業、テナントビルの省 CO2 改修支援事業)

・太陽光発電設備または蓄電池設備の出力制御を行う EMS の導入に関し、「JC-STAR における★1以上の適合ラベルを取得した製品に限る」との記載が追加されているが、現状の公募要領では、JC-STAR の適用対象となる機器の範囲が明確に示されておらず、解釈にばらつきが生じるおそれがあります。具体的には、出力制御機能を構成する通信・制御用の IoT 機器(ルータやゲートウェイ等)に JC-STAR 適合が求められるのか、あるいは EMS を構成する中央監視装置(EMS サーバ、汎用 PC やその上で動作するアプリケーション等)まで含めて求められるのかが不明確といった点が挙げられます。

一方、JC-STAR 制度はインターネット等の外部ネットワークと通信する IoT 機器を主な対象とする制度であり、EMS サーバや汎用 PC、アプリケーション等で構成される中央監視装置については、現時点で認証対象となる製品が存在していないため、JC-STAR が必須となる対象機器の範囲の明確化頂きたい。また、EMS 導入に係る補助対象については、JC-STAR 認証対象外の構成要素を含む EMS 全体を補助対象とする現行の運用を、引き続き維持して頂きたい。

- ・BEMS による計測は必須要件となっている一方で、「見せる化」(モニター等で BEMS 計測値表示を行う機能)については補助対象外となっているため、対外的な ZEB の認知向上や普及促進の観点からも、見せる化に係る取り組みについて補助対象として頂きたい。
- ・照明器具は補助対象となっていないが、ZEB 化には、通常の LED ではなく制御機能付きの機器の導入及び制御が必要であり、通常の費用よりも高くなるため補助対象として頂きたい。
- ・水害・土砂災害に対するレジリエンス性は公募要件から削除して頂きたい。
- ・再エネ発電設備設置が補助事業の要件の一つとなっているが、その容量について目安(たとえば下限値)を定めて、公募要領に記載していただきたい。
- ・ZEB 化は BEMS 導入などコストが掛かる中で、事務所等については、事務所以外に比べ補助率が低く、事業者側のインセンティブが低下し、ZEB 化の推進に影響すると考えられるため、事務所・それ以外の補助率を同一とし、あわせて ZEB Ready についても補助対象として頂きたい。(NealyZEB 以上が求められる場合、BEMS に加え太陽光などの設置も必要となりさらにコストが掛かる)・電力計測のその他項目は「OA 機器等」とされているが、計測対象

が不明確である為、用途ごとに例を示すなど明確にして頂きたい。また、オフィスビルについてはコンセント負荷に多様な設備が接続されている可能性が高いため、対象から除外頂きたい。

○成果報告について

- ・「環境省エネルギー対策特別会計補助事業 事業報告書事務局」と、プラットフォーム（BEMS データ報告サイト）の2つへの報告が必要となっているため、一本化して頂きたい。
- ・業務成果品として、補助事業者（施主）竣工検査記録の提出が必要とされているが、チェック項目が明示されていないため、予め示して頂きたい。
- ・実績報告期間が3年から5年へ変更されたが、事業者にとっては負担が大きいため、報告期間を短縮頂きたい。なお、初年度が当該年数にカウントされない運用となっており、実質的な計測・報告期間がさらに長期化している点についても考慮頂きたい。

○その他

- ・採択後に見積書等の審査が行われ、交付決定までに約1カ月を要するケースがあるが、その間、契約・発注・工事を進めることができず、事業推進に大きな支障が生じている。また、採択時点では確認されていなかった見積内容について、交付決定時に補助対象経費が減額される場合がある。原則として「採択＝交付決定」とする制度設計を検討頂きたい。
- ・複数年事業の場合に、現在の制度では、当年度の補助事業期間の終了後から、翌年度の申請・交付決定前までの「年度の切れ目」には、補助対象経費部分の工事を実施できないが、「年度の切れ目」でも補助対象経費部分の工事を実施できる制度にして頂きたい。

(3) 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業）

- ・資本費基準を、自家消費型の中型風力発電に適用できるような水準として頂きたい。（陸上風力の資本費基準は352千円/kWとなっていたが、国内メーカーの300kW級の風力発電機は、この金額では設置できない。自家消費型、工場等の事業所に設置する提案に同補助事業を適用したい）。

(4) 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）のうち省CO₂型システムへの改修支援事業

- ・本事業においては、「工場」案件が全体の約7～9割を占めている状況だが、電化・燃料転換が必須要件となったことにより、事務所空調等のその他用途の案件が縮小しているため、

工場以外の用途についても幅広く活用できる制度として頂きたい。

- ・電気式から電気式へ改修する場合も、一定の脱炭素要件を満たす場合は、補助対象として頂きたい。
- ・LNG サテライト+ボイラ+CGS(500kW～1000kW クラス)の組み合わせだと、イニシャルコストが 5～10 億となり、補助金上限の 1 億円では経済合理性が成り立たないケースがあるため補助金上限の緩和(2 億円)をお願いしたい
- ・省エネ効果の算定方法が、令和 6 年度以前は事業者独自の計算が可能(例:AFP)であったが、令和7年度から COP 差に統一され、省エネ効果が申請基準に達しなかった案件が生じているため、再改定の検討をお願いしたい。
- ・削減効果の算出について、既存設備の CO2 排出量の計測・算定が必須とされており、撤去予定の旧設備に一時的に計測器を設置し計測しなければならない場合があるが、不経済なため改善頂きたい。(例:当該機器の燃料消費量、運用時間、仕様原単位等に基づき算定したり、経産省 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業および省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)設備単位型の取扱のように、電力会社やガス会社の請求書等により建物全体の建物全体のエネルギーで代用する等)
- ・LNG サテライト+ボイラ+CGS(500kW～1000kW クラス)の組み合わせだと、イニシャルコストが 5～10 億となり、補助金上限の 1 億円では経済合理性が成り立たないケースがあるため補助金上限の緩和(2 億円)をお願いしたい
- ・燃料転換の工事は、工場の操業に影響することもあり2期に分けて工事と分けて行うケースがあるため、本事業で補助金を受給した LNG サテライトから、同一目的であれば分岐や流用など認めるなど緩和を検討頂きたい。
- ・複数年度申請において年度ごとに審査が行われる現行運用では、各年度審査で補助額が変更となる場合がある。補助額が減額となった際は事業者としては想定外の負担が生じることになり、計画の練り直しだけでなく契約書及び発注書の変更など事務的な負担も大きい。計画の安定化に繋げるためにも、初年度申請時点で次年度以降の事業に関してもまとめて審査いただき、補助額を確定いただく運用をご検討頂きたい。
- ・今年度から必須条件として再設定された自主対策については、中小規模の工場では取り組みにくく、本事業の活用意欲低下につながるため、取り下げて頂きたい。

○申請について

- ・申請時の三社引合については、公募から申請〆切までの期間が約 1 ヶ月であり、建業法の見積取得期間(50,000 千円以上、15 日)を遵守すると申請スケジュールに間に合わない

いケースが想定されるため、採択後の引合として頂きたい。

- ・申請時の根拠資料の添付については、非常に手間を要する作業のため引合先が見積辞退となるケースが多く見受けられる。そのため根拠資料の添付は不要とし、2～3 社引合することで価格合理性を担保するようにして頂きたい。

(5)地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

- ・太陽光発電設備のみの少額事業と、ESCO のような空調熱源含めたトータルでの事業では、申請額の規模感が全く異なり、費用効率性を一律に比較できるものではないため、災害時の各設備の機能継続性や重要負荷の優先制御といった、事業全体のレジリエンス性向上効果等も鑑みた評価をお願いしたい。

3. エネルギー政策や地球温暖化等に関する関係省庁への要望について

- ・補助事業者は、通常前年度の募集要領を参考に、予算手配や改修プラン策定を行い募集開始に備えているため、前年度から変更がある場合は、極力公募前に事前周知して頂きたい。
- ・今後も太陽光や風力などの自然変動電源の増加が進むなか、調整力のニーズは高まっていくと想定されるため、調整力として価値提供できるコージェネへの補助金について新設して頂きたい。(通常時は省エネ、停電時には BCP に寄与するとともに、DR の面では、出力低下や停止により、大きな上げ DR 容量の提供が可能)
- ・空調機器はインバーター化、冷媒の進化などにより改修による省エネ効果が年々出にくくなっており、採択の難易度が上がってきているため、省エネ効果だけでなく冷媒(R32)など GWP が低い冷媒導入を支援するような補助事業の創設を検討頂きたい。
- ・空調改修工事は、受変電設備の調達難や工事期間の長期化傾向により年度内の完了が厳しくなっているため、複数年度事業の標準化を検討して頂きたい。一方、単年度事業は工事期間に余裕を持たせるべく、審査期間の短縮化などをお願いしたい。
- ・既存建築物の脱炭素化を提案するためには、既存建築物の調査を含め検討に膨大な工数が必要であることに加え、建築・施工の担い手不足等もあり、事前の3者見積の取得が困難な環境となっているため、事後ないし妥当な金額を導くための代替手段を検討頂きたい。
- ・2026 年 1 月に行政書士法の改正があり、官公署に提出する書類を作成することができるのは、顧客又は行政書士若しくは行政書士法人に限られると明記されたが、該当補助金の書類作成とは、具体的にどの書類のことを指すのか明確にして頂きたい。

なお、省エネ補助金に関しては作成する書類の専門性が高く、申請をする事業者または行政書士の知識では、すべての書類の作成を完結することが困難な場合が多いため、当該事情が原因で補助金の申請数が減少することも考えられる。

以 上